

JASE

現代性教育 研究ジャーナル

2014 年

No. 36

2014年3月15日(毎月15日)発行

日本性教育協会

THE JAPANESE
ASSOCIATION
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info_jase@faje.or.jp URL http://www.jase.faje.or.jp 発行人 鈴木 勲 編集人 本橋道昭
© JASE. 2014 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

東アジアにおける性教育の制度的基盤 1
性教育の歴史を尋ねる⑫ 7
北丸雄二のニューヨークレポート・最終回 8

「ありのままのわたしを生きる」ために・最終回 9
今月のブックガイド 10
JASEインフォメーション 11

東アジアにおける性教育の制度的基盤 ——韓国・台湾・中国と日本——

埼玉大学教育学部教授 田代 美江子

はじめに

国際的な趨勢を見れば、性教育は「性の権利—セクシュアル・ライツ」の重要な一部として見なされており、2009年にユニセフが出した『性教育国際指針(“International Technical Guidance on Sexuality Education—An evidence-informed approach for schools, teachers and health educators”)』⁽¹⁾(以下『指針』)においても、包括的性教育を子ども・若者に保障することは、政府の責任であるとされている。また、包括的性教育において、ジェンダー平等の問題は重要な位置を占め、しかもそれは、単に男女二分法を前提とする平等ではなく、「性の多様性」を前提とする「性の平等」へと深化しつつある。

一方で、セクシュアリティは、その社会の持つ文化的な価値観を大きく反映するものであることから、『指針』は、性教育を推進するにあたって、各国の持つ文化的特性とのバランスを重視し、それぞれの課題に取り組んでいくことを推進している。しかし

そこでも、人権に反する、特に女性に対する人権侵害となる社会的規範や有害な慣習については、その変更の必要性を強調している。

本稿では、こうした国際的に進展してきた、性を人権ととらえる認識の深化と包括的性教育の方向性と動向をふまえた上で、現在取り組みつつある、東アジアにおける性教育の実態調査の一部について報告したい。北欧諸国やオーストラリアの性教育が、HIV感染者の減少や若者のリプロダクティブ・ヘルスの取り組みにおいて成功していることは知られており、実際、そうした国々から学ぶことの意義は大きい。しかし、より文化的に近い東アジアという枠組みの中で、その性教育の基盤や実態を確認し比較することは、文化的特性という点で、性教育の課題を考える際により有効ではないだろうかというのが、本研究の出発点にある。特に、歴史に逆行し、後退しているともいえる日本の性教育の課題を提示するにあたって、東アジア諸国との比較はインパクトのあるものになると考えられる。

こうした課題意識に基づき、本報告では、先にあ

げた性教育をめぐる国際的な動向を前提に、韓国、台湾、中国大陸の性教育の制度的基盤を中心に見ていきたい。その際、性教育における「性の多様性」を含むジェンダー平等⁽²⁾の位置づけは重要となる。同時に、多くの課題を抱える日本の性教育の基盤の脆弱性について再確認したい。

東アジアにおける性教育の制度的基盤とジェンダー平等の視点

ここではまず、これまで実施してきた韓国、台湾、中国四川省での調査を踏まえ、各国の性教育の制度的基盤についてまとめておきたい。

(1) 女性政策が基盤にある韓国の性教育

韓国では、1980年代に文教部（現・教育科学技術部）が性教育の実施を発表し、「性教育指導資料」が作成され、各学校に配布されている。しかし、学校での性教育はほとんど実施されなかったという。

その後、2000年には小・中・高校の教育課程で性教育のカリキュラムが義務化されており、2008年には、学校教育過程での性教育が必修となっている⁽³⁾。

こうした動きを先導してきたのは、現在の教育科学技術部であり、その中に設置された女性教育諮問委員会が、1998年には性教育諮問委員会と名称を変え、性教育に対する具体的な基本政策を示し、学校での性教育の重要性が強調されるようになった。2002年教育科学技術部は、学校における性教育推進を目的とし、「性教育教授・学習資料開発支援計画」を発表している。韓国の性教育は主に保健教育の中に位置づけられており、2009年から性教育を含む保健教育が体系的に整備され、2010年度からは「保健」という科目が設置されることになった。

こうした動向に大きな影響を及ぼしたと考えられるのが、全国の保健教師が組織する「保健教育フォーラム」である⁽⁴⁾。韓国の保健教師は、日本の養護教諭と同様に学校看護師ではなく、学校保健に責任を持ちつつ健康教育を担当する教員資格を持つ教師である。この「保健教育フォーラム」の運動によって、健康教育の時間が増え、また、学校で使用されるテキスト作成も行っている。このテキストでは、性教育に関わる内容も充実している。性教育の時間数に



青少年性文化センターで性教育をうける男子高校生

についての具体的な規定はないが、性教育が正規教科の中に位置づいていることの意味は大きい。

また、学校外での性教育実践も充実しており、韓国の女性政策を担う女性家族部が大きな役割を果たしている。女性家族部が進める青少年政策として、2000年2月に「児童・青少年の性保護に関する法律」が制定され、この法律によって、韓国の各地に「青少年性文化センター」が設立されている⁽⁵⁾。このセンターに学校から子どもたちが訪れ、性教育を受けているのである⁽⁶⁾。

(2) 台湾性教育協会・杏陵基金が先導した台湾の性教育⁽⁷⁾

台湾における性教育への取り組みは早く、1970年代からその歩みを確認することができる。1989年には、晏涵文によって、国内で初めての性教育を広めるための民間団体である「家庭生活と性教育センター」が設立された。「杏陵医学基金会」が財政的な基盤となり、1991年には「中華民国性教育協会」が設立され、2001年に「台湾性教育協会」と改名している。本協会は民間団体であるが、性教育推進の方向性については政府と同じ立場であるとしている。教員への性教育研修も本協会が担っており、HIV/AIDS 予防教育のための研修など、小・中学校教員対象に開催されている⁽⁸⁾。

制度的基盤についてみると、1990年代後半から、若者の性行動の活発化、それに伴う性犯罪への対処といった形で、1997年には「性侵害犯罪防治法」、1999年の「児童及少年性交易防治条例」といった法律が整備されている。さらに2001年教育改革に

よる「小中9年一環課程」の全面実施も、子どもの活動を中心とした授業方法を推進するなど、その教育方法や評価方針に変化をもたらすことで、性教育の内容の充実に結びついていく。

また、台湾の現在の性教育は、2004年に制定された「性別平等教育法」が重要な基盤となっている。「性別」とは、「ジェンダー」に対応させた訳であり、この表現には、「男女」だけではなく、多様な性の存在が含意されている⁽⁹⁾。この法律以前では、「両性平等」という用語が使用されていたが、「小中9年一貫課程綱要」の中でも、かつての「両性平等教育」が「性別平等教育」にあらためられている。これによって台湾では、性差別を解消し、実質的なジェンダー平等を促進するため、ジェンダー平等教育が学校に明確に位置づけられたのである。

この法律の中には、セクシュアルハラスメントや性暴力、性的指向による差別、妊娠している学生の学習の権利など、セクシュアリティに深く関わる事項が含まれている。この法律が基盤となり、小・中学校での性教育の内容がさらに充実すると共に、2006年には高校での「健康與護理（健康と看護）」が新たな科目として設けられることによって性教育を受ける機会が高校でも保障されることになった。

また、2010年には、台湾における性教育の指針として、『学校性教育【工作指引】』（以下『指引』）が出されている。これは、教育部（日本の文部科学省にあたる）が杏陵医学基金会に委託する形で作成され、先で見た『指針』やSIECUSの『包括的性教育のためのガイドライン』が参考にされているだけではなく、性教育協会・基金会による性教育研究、資料をふまえたものとなっている。『指引』では、性教育の必要性について、①青少年が不健康な性行為をする状況におかれていることで傷つく可能性のある環境にあること、②効果的な性教育は健康を害する性行為を減らすことができること、③性教育を受けることは青少年の権利であることの3点をあげている。

そこに示されている性教育の具体的内容を見ていくと、固定的な家族制度が前提とされている点、それによって異性愛主義が前提となり、優生思想が強く表れていることなど、東アジアに共通する課題を多く抱えていることは否定できない。しかし、性教育が青少年にとって権利であることが明記されてお

り、学校における性教育実践が充実している点において、日本とは比較にならない。この他、性別平等教育協会、台湾紅絲帶基金会（台湾レッドリボン基金会）といった団体も、性教育教材作成や性教育の出前授業などに積極的に関わっている。

（3）「青春期教育」としての中国の性教育⁽¹⁰⁾

中国では、1980年代以降に学校性教育が本格的にスタートしたといわれている⁽¹¹⁾。その背景となる中国におけるセクシュアル・ヘルス／ライツに関わる法的基盤のひとつとして、1992年に第7期全国人民代表大会第5回会議で採択・施行された「中国婦人權益保護法」（以下「保護法」とする）をあげることができる。これは、女性の地位を高め、女性の基本的な權益を保護するための法律とされ、①男女の権利平等、②女性の權益に対する特別な保護、③社会保障制度の整備、④女性への差別・虐待・加害の禁止という4つの原則に基づき策定されている。中国における国家による人口政策は、さまざまな問題を抱えており、人口政策の影響による女性の性と生の侵害は、この法律を成立させた社会的要因のひとつとなっている。「保護法」は、2005年に改正されており、その大きな改正点のひとつには、女兒に対する義務教育の保障がある。

性教育に関する具体的政策について概観すると、劉文利は、1988年以降の中国の性教育政策を大きく2つの段階に分けている⁽¹²⁾。第1段階は1988～1993年とされており、この期間に、各行政と立法機構は性教育に関わる8つの法規定や綱要を公布している。中国では、若者の性に関する教育を「青春期教育」としており、この法整備の中でも、この「青春期教育」の位置づけについて2つの方向性が示されている。ひとつは徳育の中に「青春期教育」を位置づけるもの、もうひとつは学校教育課程に健康教育を位置づけ、そこで「青春期教育」を保障しようとするものである。1991年12月には、中国は正式に「子どもの権利条約」を批准しており、それとの関係で、子どもの生命権、健康を共有する権利として性教育が位置づけられている点は重要である。

第2段階は1994年から現在にいたる過程である。この段階では、国際的な動向に強い影響を受け、特に、1994年の国際人口開発会議（カイロ会議）で出

された「行動計画」への取り組みの形で、中国政府は積極的に関連する政策法規を成立させている。この第2段階では、学校内の子どもだけでなく、学校外の「流動児童」⁽¹³⁾に対する性教育も意識されている。1995年の国家計画育成委員会による「中国計画育成綱要1995～2000年」の策定、1998年国務院による「中国予防と制御艾滋病中长期规划（中国HIV感染の予防とコントロール中長期計画）」の公布、2000年には「国務院关于基础教育改革与发展的决定（国務院の基礎教育改革と発展に関する決定）」が出され、中国政府は包括的な性教育を実施するための基盤を整えている。

2000年以降は、特にHIV/AIDS予防教育に力点が置かれており、「中小学生预防艾滋病专题教育大纲（小・中学生エイズ予防特定教育綱要）」、「中小学生毒品预防专题教育大纲（小・中学生薬物予防特定教育綱要）」が出されている。これによって、学校は、子どもたちがHIV/AIDSに関する知識と健康的な生活習慣を身につけ、HIV/AIDSからの自己防衛意識と感染を防ぐことのできる能力を高めるための教育が進められることになっている。2006年には、国務院による「教育部关于彻底落实〈中国遏制与防治艾滋病行动计划〉（2006～2010年）的意见（教育部による中国エイズ予防とコントロールの徹底に関する計画（2006～2010年））」によって、HIV/AIDSに対する知識の普及率の具体的な目標が示されている⁽¹⁴⁾。

こうした法的基盤のもと、具体的な性教育への取り組みも進められつつある。たとえば、2006年に四川省教育庁から認められる形で四川性社会学與性教育研究中心（以下、センターとする）が設立されている。センターは、成都工業学院内にあり、ここでは組織的に、性教育研究、教材開発、性教育教員研修、性教育実践など性教育普及のための幅広い活動が行われている。中国の国家による人口統制・人口政策はさまざまな問題を内包しており、固定的な家族観、道徳観が、性教育の在り方に大きな影響を与えていることは否定できない。しかし、法整備をはじめとする今日までの動きを見ると、中国政府が性教育へ取り組む姿勢を示していることは確かであり、それは性教育実践の確かな基盤になりうるものである。

東アジア諸国の性教育におけるジェンダー視点

韓国、台湾、中国はいずれも、国際的な動向に呼応する形で、性教育の制度的基盤を整えつつある。ここでは、現地調査から明らかになった各国の性教育とジェンダー平等の関わりに焦点を絞り、特に『指針』が提示する性教育の課題との関係で押さえておきたい。『指針』が示す包括的性教育の大きな特徴が、ジェンダー平等を基礎とした関係性と「多様性」を重視していることについてはすでに指摘した。そこには、性教育の前提として、「セクシュアリティはジェンダーとの関連なしには理解できないこと」、「多様性はセクシュアリティの基本であること」が強調されている。また、『指針』の中で具体的に提示されている性教育のそれぞれのトピック⁽¹⁵⁾においても「多様性」はその基盤となっている。

例えば、第一のトピックとしてあげられている「関係性」について見ると、5～8歳段階で扱う内容の最初に登場するのが「家族」となっている。そこにまず示されている内容は、「多くの異なる形の家族が存在すること（two-parent、single-parent、child-headed、guadian-headed、extended、nuclear and non-traditional families、etc）」から出発するものになっている。同時に、家族間の役割や責任におけるジェンダー不平等についても問題にされている。ここでは性教育の基盤を確認してきた韓国、台湾、中国の性教育におけるジェンダー平等と性の多様性の位置づけについて、現地調査によって明らかになった状況を中心に紹介したい。

韓国の性教育は、女性家族部によって推進され、女性に対する性暴力防止の目的がその中心にあることから、ジェンダー平等がその基盤にある。韓国では、女性のDV被害の問題は深刻であるが、暴力と親和的な男性形成の根底にある徴兵制の問題が大きく立ちはだかつており、根本的な解決に迫ることはできていないと考えられる。韓国の同性愛男性の権利を推進するグループであるチングサイ（Chingusai (Between Friends) Korian Gay Men's Human Rights Group）の取り組みのひとつとして、国家人権委員会の助成金による教師の指針作成も行

われており、教師への研修依頼などもあるが、社会的には同性愛に対する差別は厳しく、学校教育の中で取り上げられることはほとんどないという⁽¹⁶⁾。

台湾の性教育の重要な基盤が「性別平等教育法」であることはすでに指摘したが、そこには、性的指向の尊重や差別の是正についても位置づけられている。台湾の性教育においては、性的指向や性の多様性について、どの時点でどのように教えるかという点については、異なる立場の意見が存在する。性別平等教育協会や同性愛のホットラインのグループは、学校の早い段階で、同性愛を含む性の多様性について教えることが重要であると考えており、教材等も開発している。

台湾の性教育実践を進めてきた台湾性教育協会の立場は、「性別平等教育法」にそって「性の多様性」を性教育の内容に含めることには異論は示さないが、「小学校では早すぎる」と考えており、小学校教師への研修でもそのように述べていた。しかし、いつ教えるかの見解の相違はあっても、「性の多様性」を含むジェンダー平等が性教育の課題であることについての共通認識はある。

中国の性教育は、制度的な基盤はありながらも、その具体的な内容は、ジェンダーステレオタイプに基づく異性愛主義、家族像、性役割、男らしさ・女らしさをどう乗り越えていくのかという点においては、未だ大きな問題を抱えているといえる。中国の女性問題は、一人っ子政策による女性のリプロダクティブ・ヘルスの問題と大きく関わる。この他にも、激しい学歴競争に巻き込まれている子ども・若者、そこから落ちこぼされていく流動児童、留守児童の問題、HIV 感染率の高い流動人口といった社会的な課題が山積みとなっている。

おわりに——日本における性教育の脆弱的基盤

以上、韓国、台湾、中国大陸の性教育の制度的基盤について、その概略ではあるが、いずれも学校教育に性教育を位置づけていく方向に進んでいることがわかるだろう。もちろん、制度的基盤があったとしても、学校における実践が、子どもの性の権利を実質的に保障するものとなるためには、儒教的な価値観・家族観・男女観をはじめ、まだまだ多くの課

題が各国に残っている。

それでも、制度的な基盤があるということは、性教育が発展し、実質的なものになっていくための出発点である。最後に、韓国・台湾・中国の状況を踏まえたうえで、日本の性教育の基盤が極めて脆弱であり、多くの課題を抱えていることについて指摘しておきたい。

日本の文部省（現・文部科学省）は、敗戦後、社会教育を中心に「純潔教育」という名称で性教育をスタートさせている⁽¹⁷⁾。1970年代以降、日本性教育協会の設立や女性解放運動の高揚を背景に、女性に求められる性規範である「純潔」という名称への批判もあり、性教育という名称が日本でも一般的になっていく。また、1982年には、学校教員を中心メンバーとする民間教育研究団体として“人間と性”教育研究協議会（以下、性教協）が設立され、性教育実践研究が積み重ねられていく。

しかし、文部科学省が性教育という用語を使いその方針を具体的に示したのは、1999年に出された『学校における性教育の考え方、進め方』が初めてである。しかも、それによって学校の性教育が推進されることはないまま、21世紀に入るやいなや、HIV/AIDS 予防の必要性を背景に厚生労働省が作成した中学生のための教材『中学生のためのラブ & ボデ BOOK』に対する保守派の攻撃から始まり、文部科学省は性教育を攻撃する側に回るのである。

性教育バッシングが激化する中で、子どもの学習要求に誠実に向き合う教師が積みあげてきた性教育実践は後退していくことになる。特に、「受精に至る過程」としての性交や HIV 予防のためのコンドーム、避妊などに関わる科学的な知識を扱う性教育が「過激な性教育」とされ、東京都にある特別支援学校の性教育実践が攻撃されるという事件（七生養護学校事件）も起こっている⁽¹⁸⁾。

現在に至っても、日本の文部科学省は性教育を積極的に推進する姿勢は示していない。もちろん学習指導要領には、「思春期の身体の変化」など、性教育に関わる問題は分散してあげられてはいる。しかし、性に関する部分では必ず、「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である」ことが強調され、ミニмумエツ

センスであるはずの学習指導要領からの「逸脱」を強く規制する方向に抑制されている。こうした文部科学省の姿勢は、学習指導要領小学校理科の「人は、母体内で成長して生まれること」といった学習内容に、わざわざ「受精にいたる過程については取り扱わないものとする」という「歯止め規定」が付されるなどにも表れている。いずれにしても、1999年の手引き以降、文部科学省は性教育を体系的に示していないばかりか、学習指導要領においても性教育という言葉は一切使用していない。この学習指導要領によって、検定を通して教科書の内容統制もなされている。

こうした状況が、『指針』に示されている性教育からはもちろん、韓国、台湾、中国という東アジアの国々からも大きく立ち後れていることはあきらかである。これが、日本における性教育の「基盤」の現実である。

東アジア諸国の性教育について簡単に触れてきたが、「性の多様性」を含むジェンダー平等を中心に据えた性教育を、各国がどのように位置づけているのかといった点は、それぞれの国の教育が、人権を中心に据えているかどうかの指標でもある。そして、そうした包括的性教育が子どもたちに保障されているかどうかといった点は、未来を担う子どもが大切にされている国かどうかを表すものともいえるだろう。

* 本報告は日本学術振興会科学研究費補助金 No.23531042「東アジアにおける性教育の特徴とそれをふまえた性教育教材開発および授業研究」の成果の一部である。

【注】

- (1)『性教育国際指針』は、ユネスコが中心となり、国連合同エイズ計画 (UNAIDS)、国連人口基金 (UNFPA)、WHO、ユニセフといった組織、そして、世界中の数多くの性教育の専門家によって開発されたものである。『指針』は、副題に「学校と教師、健康教育に関わる人のための実証的な証拠にもとづくアプローチ」とあり、世界中の性教育研究の成果を基礎に、性教育の必要性や効果を強調するものとなっている。『指針』は、1巻と2巻に分かれており、「性教育の理論的根拠」というタイトルの1巻では、性教育を実践すべき正当性に焦点が当てられ、2巻では「性教育の具体的内容と目標」が示されている。学校現場等で性教育の全体的な計画を立てたり、また、その具体的な学習課題を決定したりする際の重要な手引きとなっているのである。田代美江子「『性教育国際指針』を読む」No.1～5(“人間と性”教育研究協議会編『季刊 Sexuality』(No.60～64)参照。
- (2) 以下、本稿でいう「ジェンダー平等」とは、男女二分法を前提とする男女の平等だけを指すのではなく、男女といった枠組みにく
- くりきれない性の多様性を前提とする多様な個の人権が尊重され平等に扱われることを含むものとして使用する。
- (3) 朴恵貞「第10章韓国－セクシュアリティ教育でかわる儒教の国」、橋本紀子編著『こんなに違う！世界の性教育』メディアファクトリー、2011年、pp.205-226。
- (4) 2011年に実施した韓国調査(9月25～29日)での「保健教育フォーラム」訪問、そこでの保健教師へのインタビュー調査による。
- (5) 2012年の段階で全国44カ所のセンターがある。朴恵貞「韓国レポート③韓国の女性家族部の青少年政策について」、「人間と性」教育研究協議会編『季刊 Sexuality』No.58、2012年10月、pp.170-173。
- (6) 2011年に実施した韓国調査(9月25～29日)では、全国にあるセンターの中でも、比較的新しいアンサン青少年性文化センターを訪問した。その際、学校の授業の一環として、男子高校生がセンターを訪れ、センターのスタッフによる性教育を受けていた。
- (7) 2013年に実施した台湾調査(4月30日～5月4日)に基づく。調査では、台湾杏陵医学基金会開催小学校教員のためのHIV予防研修へ参加し、台湾同志諮詢熱線協会(同性愛のためのホットライン)、台湾紅絲帶基金会(レドドリボン基金会)、台湾性別平等教育協会、台湾杏陵医学基金会(家庭生活と性教育センター)、台湾性教育協会への訪問、インタビュー調査を行った。
- (8) 台湾杏陵医学基金会でのインタビューと小学校教諭向け研修会の資料『國民小學愛滋病防治及性教育種子教師師資培訓』(行政院衛生署疾病管制局、杏陵基金会)によると、2013年の段階で健康教育のリーダーとなる小学校の教員は240人だという。研修は、小学校の健康教育のリーダー育成については、全国22県の小学校を対象に、2009年から年4回、1回7時間で研修を開催しているという。
- (9) 台湾性別平等教育協会でのインタビュー調査では、この法律が制定されるひとつのきっかけとして、性同一性障害の若者の自殺があったという。
- (10) 2013年8月に実施した中国調査(8月13～16日：第5回アジア性教育学術会議への参加と四川省社会学與性教育研究中心への訪問など)および、張莉「中国における性教育の現状と課題－東アジアの中の性教育」(埼玉大学大学院教育学研究科修士論文中間発表レポート)を参考にしてしている。
- (11) 曹陽「第9章 中国－格差社会によって経済力ごとに大きく異なる学校性教育」、前掲『こんなに違う！世界の性教育』、pp.187-204。
- (12) 劉文利「1988年～2007年：我国青少年性教育研究綜述」中国青年研究、2008年3月。
- (13) 親の出稼ぎによって都市に流出してくる子どもは、2010年時点で3581万人に達するともいわれており、貧困、住居の移動などにより教育の機会が奪われているという問題がある。
- (14) 具体的な目標は、HIV/AIDS防止と無償献血知識の認知率を、2007年までに学校に在籍する青少年の85%、学校外青少年の65%、2010年までに学校内青少年95%、学校外75%にするとなっている。
- (15)『指針』は包括的性教育の具体的内容のキー概念として、①関係性、②価値・態度・スキル、③文化・社会・人権、④人間の発達、⑤性行動、⑥性と生殖の健康をあげている。
- (16) 2011年に実施した韓国調査(9月25～29日)でのチングサイスタッフへのインタビューによる。
- (17) 田代美江子「敗戦後日本における「純潔教育」の展開と変遷」、『ジェンダーと教育の歴史』(橋本紀子、逸見勝亮編著)、川島書店、第9章、pp.213-239参照。
- (18) 2003年、七生養護学校の性教育に対して、東京都議と都教委らが学校に乗り込んでの恫喝、教材の没収、産経新聞の歪曲報道がなされ、9月には教職員の処分、校長の降格(ただし、これらの処分はいずれも問題視された授業内容とは直接関係のない理由によるもの)といった攻撃があった。2005年、都教委の処分が教育への不当介入に当たるとして、都教委及び東京都議会議員3名に対して損害賠償を求める訴訟と元校長が本件を理由とする降格処分の取り消しを都教委に求める2件の訴訟が起こされ、地裁、高裁とも学校側が勝訴している。2013年11月、最高裁でその判決が確定している。

性教育の歴史を尋ねる

戦後・純潔教育編

茂木輝順

第12回 兵庫県における『性教育資料』（1948年3月・12月）

もてぎ てるのり
女子栄養大学大学院栄養学
研究科保健学専攻博士後期
課程修了、博士（保健学）

前回紹介した京都府のほかにも、戦後直後、兵庫県において『性教育資料』が作成され、1948（昭和23）年3月に第一輯が、同年12月に第二輯が、発表されています。前回に引き続き、地方で発表された性教育の資料の例として、今回はこれを見ていきたいと思います。

第一輯の「はしがき」によると、京都府と同様、兵庫県においても、軍政部の指導によって、この資料が作成されたことがわかります。「兵庫軍政部の好意ある助言もあり、関係者と意見を交換の上、性教育資料編集委員を委嘱して資料の執筆を願い、中学校及び高等学校の指導者用として、これを上梓するはこびとなつた」（p.1）と説明されています。この説明のとおり、中学校と高等学校の指導者用として編纂されており、幼児期や小学校での性教育についてはほとんど記載されていません。

第一輯では、中学校と高等学校における「性教育時間配当案」が右表のとおり掲載されています。

生物学的な生殖を中心に、性病、優生学などの内容で構成され、前回述べた京都府の『性教育指導要領（試案）』と比べても、生物学的な内容の比重が大きい印象です。月経については、女子のみが対象となっていて、性教育の授業時間としては、中学校は3年間で男子が12時間・女子が15時間、高等学校も3年間で男子が12時間・女子が15時間です。私が確認した日本の性教育カリキュラム案の中では、このように授業時間数まで決められているものは、これがはじめてです。

また、第二輯は「青少年と性の倫理」と「性教育に関する問題」の二部構成です。前半の「青少年と性の倫理」では、例えば、某私立大学の学生125名のうち「交接」の経験が有と回答したのは78名（62.4%）で、その主な相手は「パンパン・女学生・人妻等」であったという調査結果が紹介される（pp.6-7）など、「敗戦後の性道德の低下」がうったえられ、「男子が女子に向つて純潔を要求するが如く、女子も男子に向つて、

学年	時間	要項	細目
中学校 一年	3	心身の健康	生物の個体維持 生物の種族維持 心身の健全
	女 3	月経時の衛生	月経の起る理由 月経時の衛生
中学校 二年	7	生物の生殖	生物の成長 生物の生殖器官と生殖法 植物の生殖 動物の生殖 青春期的特質
中学校 三年	2	性病	性病の種類と感染
高等学校 一～二年	7	生物の生殖	生物の雌雄 性欲 性欲発動の原因 性ホルモン
		細胞と遺伝	細胞と構造 染色体と遺伝因子
		雌雄の決定	性染色体
		優生学	生物の品種改良 民族衛生 人間の遺伝 家系
	女 3	月経	月経の意義 月経と健康 月経時の衛生
高等学校 三年	5	性病	性病の感染 性病の種類及症状、害毒 性病と結婚

純潔を要求する責任を有つべき」（p.29）など、性の倫理的指導について解説されています。

後半の「性教育に関する問題」では、性教育の重要性や家庭や学校における性教育など要点が10点にわたってまとめられていますが、これは、兵庫県学務課が同年4月に作成した「第二次新教育研究協議の手引」から転載であることが述べられています。

ここから、兵庫県における戦後教育改革の中に、性教育が位置づけられていたことがわかります。また、この10点の中には、「男女共学と性教育について」という項目もあり、前回の京都府同様、中等教育における男女共学制と性教育とが関連深いものとして捉えられていることがわかります。

生身の教材に勝るものなし

アメリカ人は性について大らかで、スポーツ後のシャワールームでも男同士みんなではしゃいだりふざけ合ったりしているんだと、おそらくありがちな青春映画かなにかの影響で私はずっと誤解していました。実際には一般に、アメリカ人男性は裸になることを極端に嫌がります。そういうことを恥ずかしがらないのはヨーロッパの人たちで、特に北欧諸国では小学生たちが男女関係なくいっしょに真っ裸でプールに飛び込んだりします。しかしアメリカ人は違いました。

アメリカは宗教的戒律に厳格なピューリタンの道徳で建国された国で、そのせいで性的なことは現代にあっても基本的にはすべてタブーなのです。なので自分の性をさらすということもまたとても恥ずかしい。しかもそれが男性同士だと、聖書で禁じられているとされる男同士の性的なつながりをも連想することになって、そんなことはとんでもない、となります。

これが、アメリカのスポーツ界でゲイの受容が最も遅れている理由です。競技そのものの障害というよりも、その後のシャワールームでの障害なのです。

同じようなことが実は1947年、白人メジャーリーグのブルックリン・ドジャーズに入団した初の黒人選手ジャッキー・ロビンソンにも起きました。奴隷制度の名残であるアメリカの人種隔離政策はバスの座席や飲料水の蛇口まで有色人種用と白人専用のものに分かれるという徹底ぶりでしたが、白人選手しかいなかった大リーグには当然シャワールームも1つしかありません。そこでジャッキー・ロビンソンは当初、他の白人選手がシャワーを終えるまで待ってからひとり最後にシャワーに入っていました。

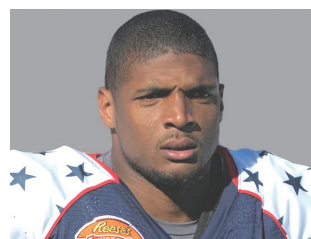
ここにも根深く多岐にわたる人種差別と同時に、黒人男性の性を怖れる白人男性の性があったことは否めません。その意味ではジャッキー・ロビンソンは二重の意味で「事件」だったのです。

その「事件」の現代版がいま、米4大プロスポーツ界に起きようとしています。まずはプロバスケットNBAのジェイソン・コリンズ(35)が昨年4月、4大スポーツ



の現役選手として史上初めてゲイだとカムアウトし、この2月にニューヨークのブルックリン・ネッツと現役契約を結んで試合に出場したのです。

さらに2月10日にはアメリカン・フットボールの大学リーグの花形選手、ミズーリ大学のディフェンスエンドであるマイケル・サム(24)がカ



ミングアウト。彼は5月のプロフットボールNFLのドラフトでも有力選手であり、NFL史上初のオープンリー・ゲイの選手になるだろうと見られています。

百聞は一見に如かず、というのはまさにこうした一人ひとりの生身のカムアウトが、百の教科書のエピソードに勝って後進の世代に影響を与えるということなのだろうと思います。とくにスポーツ選手は若い世代のロールモデル。しかもそのカムアウトの意味を、本人や周囲がきちんと言葉にして世間に伝える。これがアメリカが自ら歴史を作っていく手順です。

NYタイムズは4大スポーツで最初のオープンリー・ゲイの選手がいま再びブルックリンのチームでプレイすることに歴史を感じると書いてジャッキー・ロビンソンとコリンズ選手を比較しています。また、コリンズの入ったネッツのオーナー、ミハイル・プロホロフが、反ゲイ法を施行しているロシアの出身であることも重大な意味を持っていると指摘しました。

LGBTに関するこれ以上の教材はないと思います。

(おわり)

きたまるゆうじ ニューヨーク在住(20年)ジャーナリスト/作家/元・中日新聞(東京新聞)ニューヨーク支局長。

「ありのままのわたしを生きる」ために



最終回

ふたりの航海図

土肥いつき

京都の公立高校教員。24 時間一人パレード状態の MtF トランスジェンダー。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

2010 年 4 月のある朝、いつものようにお弁当をつくりながら、わたしは J さんに「やっぱり SRS したい」と告げました。

実は、2006 年に適応判定会議を通して以来、幾度となくこうした会話をしてきました。いつも J さんは、子どものこととお金のことなどを出して、やんわりと拒否の姿勢を示してきました。そのたびに、わたしは SRS を先延ばしにする決断をしました。しかし、どうやらわたしの中にストレスが少しずつたまっていったようでした。J さんとわたしはことあるごとにケンカするようになっていきました。その原因は、いつも「お金」でした。社会的にはこれ以上「女性」になる必要もない。戸籍を変える気もない。しかし、わたしにとっての SRS は、そうしたものと別次元のものでした。お風呂に入るたび、トイレに行くたび、ジーンズをはくたびに、「不必要な 10cm 四方」があることを、常につきつけられていました。わたしにとってのお金とは、いつできるのかわからない SRS のために、目の前にあっても使えないものでした。「お金」はすべてのストレスを象徴するものだったのです。

この日、そんなわたしの気持ちを J さんに正直に話しました。一通り聞き終わった J さんは「わかった、協力するね」と答えてくれました。J さんが一番心配していたのは下の子ども R への影響でした。数日後、J さんから「R な、『お父さんは女になってもお父さん』って言ってたよ。えらい子やね」と聞かされました。これですべての条件が整いました。

7 月、わたしは SRS を受けました。SRS の翌日、友だちの M さんにつれられて家に帰ったわたしを、家族全員が「おめでとう」と迎えてくれました。一週間後、導尿カテーテルがとれてお風呂に入り、はじめて自分の身体を見ました。その時、長い長いトランスの旅も、ようやく終わったと思いました。

翌日から、いつもと変わらない毎日がはじまりました。仕事、交流会、講演、そして呑み会。さまざまな人とつながり、人と人をつなぐという、20 年間続

いた日常でした。しかし、そんなわたしの日常こそが、J さんを少しずつ傷つけていたことに、わたしは気がついていませんでした。

私は、「人事を尽くす」＝「あがく」のをやめ、自然に任せることを学びはじめた。I さんは、私の物ではない、I さんを必要としている人たちみんなのものなんだ。そう納得しはじめた。ただ、私の中には悲しみが残った。どうしても消えない悲しみ。もう私の元には返ってこない大切だったひと。残酷なのは、現実の私の目の前を I が横切るのに、K は帰ってこない。I は帰ってきて必ず行ってしまう。苦しみの中で、私は、復讐することを思いついた。「I から永遠に私を奪う」こと。目の前にいても、決して I の物ではない。永遠に私の心を I から奪おうと考えた。

2012 年 9 月、わたしの「心」が家の外にあることに気づくできごとがありました。「いつき」として J さんにつながることから逃げ続けた果てのことでした。わたしは J さんに「家出から帰ることにした」と告げました。その日から J さんは体調を崩しました。救急車で運ばれたこともありました。それでも J さんはわたしと向きあってくれました。結婚当初のこと、トランスをはじめた頃のこと、20 年間の歩みを振り返りながら、それぞれの時に J さんがなにを考え、どんな思いでいたのかを、ひとつひとつ語りあいました。トランスの旅はまだ終わっていなかったのです。

ある朝、ふと J さんが呼びかけました。「そこにいるのはいつきさん？」「そうだよ」「謙ちゃん？」「そうだよ」。そして J さんは「お帰り」と言ってわたしを抱きしめてくれました。

人の心は、結婚や約束で誰かのものに出来るのだろうか？ もともと誰のものでもなかったのではないか。大げんかの末、私は I への「復讐」を終わりにした。I は謝ってくれた。けれど、I の心は相変わらず自由だし、私の心も自由である。「復讐」は終わったのか？ 二人は新たな関係が築けるのか？ 二人のそれぞれのストーリーは、まだ終わらない。（おわり）

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

自尊感情を育む「ほめ日記」

自尊感情は土壌のようなもの。「性について知識を持とう」「自分も相手も傷つけない」「セーファーセックス」などと言っても、自分をないがしろにしていたら、その気持ちは育まれようがない。性教育にも必須だ。

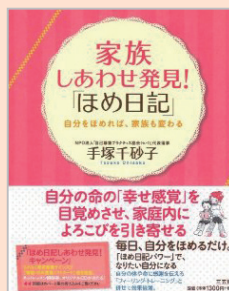
自尊感情を高める方法の1つとして、「ほめ日記」の効果が注目されている。考案したのは、「自己尊重プラクティス協会」代表理事の手塚千砂子さん。『家族しあわせ発見!「ほめ日記」』は、彼女の著作「ほめ日記」シリーズの最新刊だ。

自分をほめる習慣をつけることで、家族も変わり得るという。家族を学級や職場に置き換えて応用することも可能だろう。

読み始めた当初、列挙されたほめ言葉にしらじらしい気持ちになり、効果に半信半疑だった。日本社会に色濃い減点主義が身に染みついていたためか。実践すると、自分をほめることを、なかなか見つけることができなかった。新しい行動習慣を身につけるためには、努力が必要だ。少しずつほめ回路が開拓されてきた。

具体的にはノートに「私は今日から私を大切にする」と書き、1ページ目になりたい自分像を描く。2ページ目から「今日の自分」をほめる。コツは「“当たり前”と思うことにも目を向けてほめる」「欠点だと思うことも別の面から見直し、プラスを探してほめる」「落ち込んだ時は、励ましや勇気づけの言葉も書く」など。

ほめる内容についてのポイントは10項目。①内面(性格や心の働き)をほめる ②行動をほめる ③感覚、感性をほめる ④発想、考えていることをほめる ⑤努力のプロセスをほめる ⑥過去に努力したことをほめる ⑦やらなかったことをほめる ⑧身体の働きをほめる ⑨容姿をほめる ⑩プラスの変化、内的気づき、自己発見をほめる。特に⑩が大切だという。



家族しあわせ発見! 「ほめ日記」

手塚 千砂子 著
三五館
1,300 円 + 税

具体的なほめ言葉も紹介され、ほめるのが苦手な人も、これならできると思わせてくれる。認知の歪みを気づかせ、楽観的になり、自分が自身の応援団になるよう背中を押してくれる。書くことを通じて自分を対象化することができ、自分は何をどう認められたいのか、気づくことにもなる。事例では、親からの虐待経験があり、自分は理想の家族をつくろうとしたのに、うまくいかなかった女性や、不登校児・自閉症児の親、シングルマザー、うつ病に苦しむ女性など、悩み多き人たちの人生逆転劇が紹介されている。身体の各部位や命に感謝を伝えるエクササイズ「フィーリング・トレーニング」の併用も推奨。優れた実用書だ。

読んでいて、一番ハッとさせられたのは、「自分をないがしろにするクセ」がないかという記述だった。あるある。私は、子どもの時に性暴力被害に遭い、「自分なんてどうせ大切にする価値なんてない」と自暴自棄だった時期がある。親の養育姿勢にも問題があった——被害のことを訴えても、「そんなはずない」と信じてもらえなかった。やらなかったことを批判する減点主義。人前で子どもを謙遜してけなす態度にも苦しめられた。

今、介護する父に対し、つい、学習した“減点主義”で、失われた機能に目が向きがち。リハビリテーションの効果が加速する魔法の言葉は、ほめること(心理的強化)。認知症の予防にも役立つと知っても、うまくほめられない。私はほめることを学ぶ必要があった。「ほめ日記」は、その目標にうってつけだった。『「ほめ日記」を書いて自分を変えようとするなんて、前向きだね』『私はつらい被害体験から多くを学んだ』など。

ほめる行為は、費用がかからず、安全で、高度な技術も必要がなく、思い立ったら、すぐ実践できる。自尊感情を高め、幸福になる方法は、予想外に簡単で、手を伸ばせばつかめるものだと気づかされた。

(フリーライター まつばら けい)

4 / 24 (木)

13:30~15:30

日本「性とこころ」関連問題学会
第6回学術研究大会
プレ企画講演会

性犯罪者における地域トリートメント ～性犯罪者のコミュニティへの再統合支援～

【講師】

齊藤章佳（御徒町榎本クリニック精神保健福祉部次長）

【事例提供者】

北條正順（榎本クリニック精神保健福祉部主任）

【治療を受けての体験談】性依存症当事者

【会場】

トータルケア池袋2階
（東京都豊島区西池袋1-2-6）

【問い合わせ先等】

参加費／無料（定員80名）

問合せ先／医療法人社団榎本 榎本クリニック（担当：北條）

TEL 03-3982-5182 FAX 03-3982-5090

E-mail info@enomoto-clinic.jp http://www.enomoto-clinic.jp

5 / 25 (日)

10:30~15:30

第12回
お母さんと子どもの元気セミナー
「おちんちん」はどうなっているの？
予防接種はなぜ必要なのか

【内容】

母親からの相談の多い「おちんちんについて」と、めまぐるしく変わる「予防接種」がテーマの2つの講演会。

午前：「おちんちん」はどうなっているの？

講師：岩室紳也（厚木市立病院泌尿器科医師）

午後：予防接種はなぜ必要なのか

講師：中野貴司（川崎医科大学附属川崎病院小児科教授）

【会場】

平和と労働センター・全労連会館 2階大ホール
（東京都文京区湯島）

【主催・問い合わせ先等】

参加費／10,000円＋税、午前のみ・午後のみは、5,000円＋税。

定員／100名（定員を超える申込みの場合は1日受講者優先）。

受講資格／保健師、助産師、看護師、養護教諭、看護教諭、教職員、母子保健推進員、および、上記以外で母子保健にかかわっている指導者（専門職）

問合せ先／（社）日本家族計画協会 研修課

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館

TEL 03-3269-4785 FAX 03-3267-2658 http://www.jfpa.or.jp

▶▶ 6月22日（日）13:00～16:30 ◀◀

平成26年度

第3回ピアカウンセリング入門セミナー

内容 ①アイスブレイク、②ピアとは、ピアカウンセリングとは、③ピアカウンセリング8つの誓約、④ピアカウンセリングのスキル、⑤ピアカウンセリング体験、⑥全体振り返り

講師

高村寿子（自治医科大学名誉教授／日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会代表）

渡辺純一（井之頭病院教育担当 CNS 科長／日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会理事）

会場

保健会館新館 多目的ホール
（東京都新宿区市谷田町1-10）

主催・問い合わせ等

参加費／5,000円＋税。定員／50名。

受講資格／ピアカウンセリングに興味のある保健師、助産師、看護師、養護教諭、看護教諭、教職員等（その他の職種の方の参加希望者は、要事前問い合わせ）

問合せ先／（社）日本家族計画協会 研修課

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館

TEL 03-3269-4785 FAX 03-3267-2658

6 / 28 (土)

9:00~17:50

日本「性とこころ」
関連問題学会
第6回学術研究大会

【テーマ】「暴走する性・彷徨う愛」

【内容】講演『「性とこころ」6年目の光と陰』深間内文彦（榎本クリニック）、「性犯罪加害者家族」齊藤章佳（御徒町榎本クリニック）、「家族における性の問題—愛が暴力か」信田さよ子（原宿カウンセリングセンター）、「性的トラウマと『故意に自分の健康を害する』症候群」松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター）、ほか。

【会場】

ホテルメトロポリタン
（東京都豊島区西池袋1-6-1）

【主催・問い合わせ先等】

主催／日本「性とこころ」関連問題学会

参加費／一般：事前3,000円、当日4,000円。学生：事前1,000円、当日2,000円。

問合せ先／〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-2-5

医療法人社団榎本 榎本クリニック 日本「性とこころ」関連問題学会
第6回学術研究大会事務局（担当：小山）

TEL 03-3982-5345 FAX 03-3982-6089

E-mail sei-kokoro1@enomoto-clinic.jp

▶▶ 2014年3月22日(土)より ●10:45～ ●20:50～ ◀◀

坂上 香 監督作品・ドキュメンタリー映画

渋谷シアター・イメージフォーラムで公開

トークバック ～沈黙を破る女たち～

サンフランシスコを拠点とする劇団 The Medea Project: Theater for Incarcerated Women に関するドキュメンタリー映画。元受刑者、薬物依存症者、HIV/AIDS 陽性者らが、HIV と共に生きる現実を芝居にしていって過程を追っている。出演者は人種も背景も異なる多様な8人の女性。

劇団メンバーたちは、元受刑者、薬物依存者、HIV 陽性者たちだ。一人一人が過去のつらい体験を下敷きしつつ、演出家とメンバーとともに、それらをパフォーマンスにまで昇華していく。

ずっしりと重いテーマだが、見終わった後に、不思議と晴々とした気分になっている。それは、つらい現実にも翻弄されながらも、自分の人生から逃げずに、自分の力でそれを乗り越えていく、その力強さによるのかもしれない。本番のステージでの彼女ら一人一人は本当に輝いていた。

過去にあった辛さや痛みは、孤立していると、そのときの感情がそのまま、あるいはネガティブさを増幅して閉じ込められていたりする。孤立の原因は差別や偏見、そして排除。そして何よりも、自分で自分を差別し、縛ってしまうこと。

何かのきっかけで、秘密が秘密でなくなったり、人間関係を断ち切っていた人が、自分を支える人間関係を再び取り戻したときに、はじめて変化は訪れてくる。

このドキュメンタリーのなかでも、劇団員同士の信頼関係や同じ方向、目標を共有する仲間たちの絆が強くなることで、彼女たちはどんどん前に進んでいく。その堂々とした立ち居るまゐりは、想像を超えている。

<https://www.facebook.com/talkbackoutloud>



会場 シアター・イメージフォーラム (渋谷駅より徒歩8分、TEL03-5766-0114、www.imageforum.co.jp)

上映時間 3月22日(土)より 午前:10:45～ 午後:20:50～

鑑賞券 一般:1,800円 学生:1,500円 高校生以下・シニア:1,000円、
レディース8(8人以上の女性グループ):1,000円 特別鑑賞券:1,500円 (劇場窓口・プレイガイドにて発売中)



SEXUAL HEALTH BOOK ②



あなたの性の「健康力」をアップしよう
どうしたらいいのかな?
その方法がここにある
安心できるともっと感じる

頒価 100円(税込)
サイズ A6判 16ページ

問い合わせ・申込み先等

SEXUAL HEALTH BOOK ②

若者むけの小冊子です。

Sexual Health と性の多様性に気づくことができます。

学校で、家庭で、職場で、ひとりでも仲間とでも楽しくつかえます。

あなたの Sexual Health 力をアップします!

あなたの性の「健康力」をアップしよう

どうしたらいいのかな?

その方法がここにある

安心できるともっと感じる

特定非営利活動法人 ぶれいす東京 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-11-5 三幸ハイツ 403
ご希望の方は、ホームページ (<http://www.ptokyo.com/publications/booklets.php>) より
「印刷物等申込票」をダウンロードして必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申し込みください。
TEL: 03-3361-8964 (月～土 12～19時) FAX: 03-3361-8835 メールアドレス: office@ptokyo.com
Facebook: <http://www.facebook.com/PLACETOKYO> Twitter: @placetokyo

「若者の性」白書

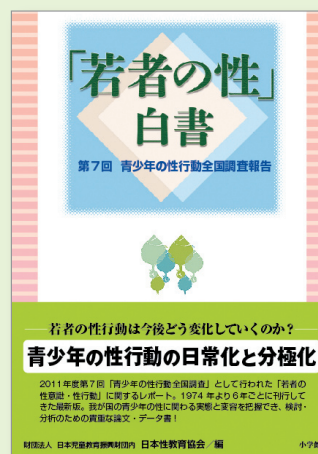
好評
発売中!!

第7回 青少年の性行動全国調査報告

2011 年度第7回「青少年の性行動全国調査」として行われた「若者の性意識・性行動」に関するレポート。

◆主な内容◆

- 序 章 第7回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 青少年の性行動の低年齢化・分極化と性に対する新たな態度
- 第2章 欲望の時代からリスクの時代へ
—性の自己決定をめぐるパラドクス—
- 第3章 青少年の家庭環境と性行動
—家族危機は青少年の性行動を促進するのか—
- 第4章 消極化する高校生・大学生の性行動と結婚意識
- 第5章 青少年にみるカップル関係のイニシアチブと規範意識
- 第6章 高校生・大学生の避妊に関する意識と行動
—避妊行動の分化に着目して—
- 第7章 現代日本の若者の性的被害と恋人からの暴力
- 第8章 自慰経験による女子学生の分化
- 第9章 性情報源として学校の果たす役割
—性知識の伝達という観点から—
- 付表Ⅰ 「青少年の性に関する調査」調査票
- 付表Ⅱ 基礎集計表（学校種別・男女別）



編／財団法人日本児童教育振興財団内
日本性教育協会
発行／小学館

本体2,200円＋税 ● A5判256ページ
全国の書店にてご購入できます！

JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約5万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】 必ず事前に電話で予約が必要です (tel 03-6801-9307)。貸出業務は行っておりません。

【開室日・時間】 月～金曜日 10:30～17:30

【休室日】 土・日曜日、祝日、年末年始 ※その他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】 コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<http://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

平日の 利用方法

日曜日 特別開室

「学校における性教育振興のための事業」の一環として、資料室を公開していますが、現在は、平日のみです。学校で性教育の中心的役割を担っている教諭や養護教諭、学校と連携して性教育を実施している保健師・助産師、将来それらを目指している学生などが利用しにくい状況にあります。遠方に在住の皆さんからも、休日の資料室の開室を求める声が寄せられています。

ご要望に応えるため、平成26年度は、試行的に下記の日程で資料室を開室いたします。

・開室の月日 4月27日(日)、7月27日(日)、10月26日(日)、平成27年1月25日(日)

・開室の時間 10:30～17:30 (利用日3日前の17:30までに予約があった場合、利用者の希望時間帯のみ開室)